



# 学校における働き方改革基本方針

令和8年2月改定

松伏町教育委員会

# 目 次

1 本「学校における働き方改革基本方針（以下、本「基本方針」とする）」の考え方	1
(1) 目的	
(2) 現状と課題	
(3) 松伏町教職員目標	
(4) 目標達成に向けた四つの視点（県・町・学校が一体となって取り組む）	
(5) フォローアップ	
2 松伏町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組（詳細）	6
(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量の削減」の実現【重点】	6
○ 教育条件整備	
○ 校務のDX・TXの推進	
○ 外部人材の活用/教職員のスキルアップ支援	
○ 国や県、関係団体への働き掛け等	
(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】	7
○ 働きやすい職場環境の整備	
○ 教職員としての充実感の向上	
○ 柔軟な働き方の推進	
○ ストレスチェック等の活用推進	
(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	8
○ 労働安全衛生法に基づく職場改善	
○ 「勤怠管理システム」に基づく学校支援	
○ 教職員の健康管理の推進	
(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	9
○ 働き方改革に関する理解促進	
○ 地域の協力・連携	
参考資料 用語の解説	10

# 1 「第3期 松伏町 学校における働き方改革基本方針」の考え方

## (1) 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

県教育委員会が令和3年度に実施した勤務実態調査では改善傾向が見られるものの、依然として目標達成には至っていない。教職員が健康を害すれば、子供たちや当該教職員の家族へ多大な影響を及ぼす。教職員が毎日健康で子供たちの前に立ち、専門性を発揮して教育活動に専念できる環境を整える必要があることは、前「基本方針」策定時から変わらぬ使命である。

令和6年8月の中央教育審議会答申では、環境整備の最終目的を「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」とした。埼玉県においても、教職員が心身ともに健康で教育活動に専念することが、学校教育の質の維持向上、ひいては「子供たちへのよりよい教育」につながるという考え方を堅持してきた。

これらを踏まえ、本「基本方針」ではその目的を以前の「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」から「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と改める。実効性のある多忙化解消を確実に進め、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることで、子供たち一人ひとりの学びを最大化する教育環境の構築を目指す。

## (2) 現状と課題

松伏町立小・中学校の教職員の働き方の現状並びに県の調査による現状  
下記のA・B・C・Dの項目から次のような現状が見えてきた。

### (松伏町における3つの現状)

- ①【現状】 小学校では4時間28分、中学校では6時間58分の減少が見られ、両校種ともに月45時間の基準内に収まっている。特に中学校において減少幅が大きく、働き方の見直しが進んでいる点は評価できる。【A】
- ②令和6年度は6月の大幅な改善(小学校29%、中学校50%)をはじめ、多くの月で令和4年度の数値を下回っている。しかし、4月・5月は依然として高い割合を示しており、特に中学校では4月の超過割合が70%に達している。【B】
- ③本町独自の役職別調査によると、教頭の時間外在校等時間は53時間29分と、国が定める上限の45時間を大きく上回っている。また、主幹教諭・教務主任等においても44時間57分と基準値の限界に達しており、教諭の36時間45分と比較して負担が重い実態がある。【C】

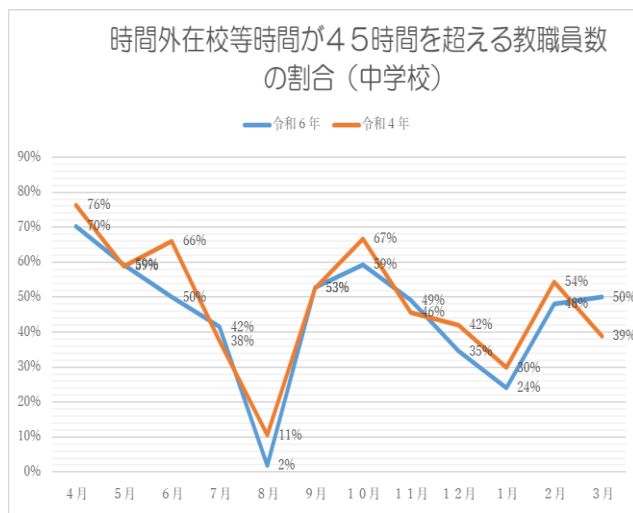
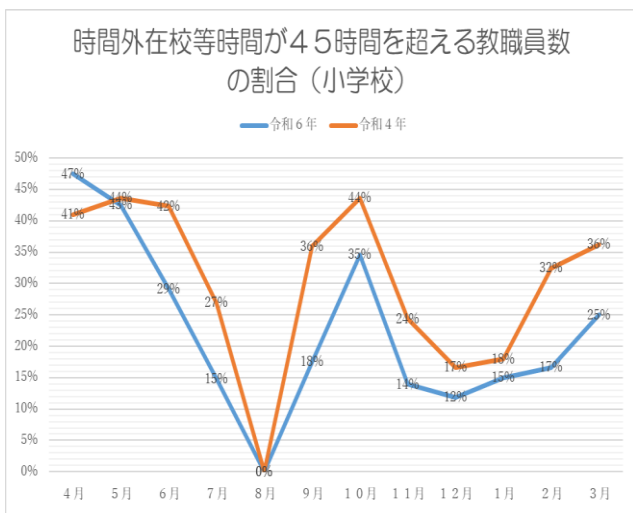
### (県の調査における現状)

- ④県が実施した「勤務実態調査」によると、平日の授業を除く業務において、小・中学校ともに「授業準備」が最多の時間(小学校102分、中学校97分)を占めている。次いで、小学校では学級経営や生徒指導、中学校では学級経営に加え「部活動(49分)」に従事する時間が多くなっている。【D】

【A】 時間外在校等時間の平均時間の実態(令和4年度と令和6年度)

学校\年度	令和4年度(R4.4~R5.3)	令和6年度(R6.4~R7.3)	比較
小学校	35時間56分	31時間28分	4時間28分減少
中学校	47時間40分	40時間42分	6時間58分減少

【B】 松伏町立小・中学校の「勤務時間を除いた在校等時間」(時間外在校等時間)の実態  
時間外在校等時間が45時間を超える教職員数の割合



【C】 役職毎の「勤務時間を除いた在校等時間」(時間外在校等時間)の実態(令和6年度)

役職	校長	教頭	主幹教諭・教務	教諭
時間外在校等時間(時間)	33 時間32分	53時間29分	44時間57分	36時間45分

【D】 (県調査) 教諭等の平日1日の従事内容及び時間(授業を除く上位5項目)

令和6年度に県の実施した勤務実態調査では、小・中学校抽出校の業務分析のうち、「在校中の業務記録」では、以下のような結果となった。

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1時間42分)	学年・学級経営 (42分)	生徒指導 (42分)	その他事務 (30分)	成績処理 (26分)
中	授業準備 (1時間37分)	学年・学級経営 (1時間8分)	部活動 (49分)	生徒指導 (37分)	その他事務 (30分)

※ ( ) は1日の平均時間

【課題】学校における働き方改革推進基本方針に係る課題分析と今後の取組

勤務実態に基づく課題の抽出

本町では、県が実施した「勤務実態調査」および本町が独自に調査している「時間外在校等時間調査」、「月毎の45時間超過勤務職員数」、並びに「役職毎の時間外在校等時間」の実態調査について詳細な分析を行った。その結果、以下の課題が浮き彫りとなっている。

①時間外在校等時間の平均時間に関する課題

平均時間は全体として減少傾向にあるが、中学校は31時間28分の小学校に比べ約9時間以上長く、依然として40時間42分と基準値に近い水準にあることが課題である。また、平均値の低下が必ずしも全職員の負担軽減を意味するわけではなく、数値に表れにくい特定の教職員への業務偏重や、校種間における労働環境の格差が解消しきれていない実態がある。

②超過教職員の割合に関する課題

年度当初や10月の行事期における「業務の波」を解消できていない点が深刻な課題である。特に中学校では3月にも50%まで再上昇しており、年間を通じて慢性的な長時間労働層が一定数存在する。特定時期の業務集中を緩和するため、年間を通じた行事の精選や校務の抜本的な見直しが不可欠である。

③役職毎の時間外在校等時間に関する課題

教諭の平均時間が減少傾向にある一方で、教頭や主幹教諭等の一部職位に業務が著しく集中している「役職間の格差」が深刻な課題である。教頭と教諭の間には約17時間の開きがあり、このまま特定の職位が過重労働を強いられる状況は、学校運営のマネジメント機能低下や将来の管理職志望者の減少を招く恐れがある。教諭の業務削減を進めるだけでなく、教頭等に集中する校務分担の再構築や、外部人材・デジタルツールを活用した支援体制の強化が不可欠である。

④教諭等の平日1日の従事内容に関する課題

授業準備や学級経営といった教育の根幹に関わる業務に多大な時間を要しており、勤務時間内での完結が困難な状況が大きな課題である。特に中学校では、これらに加え部活動指導が放課後の時間を圧迫し、結果として事務作業や翌日の準備が時間外に押し出される要因となっている。質の高い教育を維持するためには、外部人材の活用や校務のデジタル化により、教職員が本来注力すべき業務以外を徹底的に効率化し、負担を軽減する構造的な改革が不可欠である。

### (3) 松伏町教職員<sup>※1</sup>目標

①【時間外在校等時間<sup>※2</sup>】令和9年度末までに、すべての教職員の時間外勤務を「月45時間・年360時間以内」とする基準達成率100%を段階的に目指す。

#### (1)原則

月45時間以内 および 年360時間以内

これを標準的な勤務の姿とし、全校でこの範囲内に収める体制を構築する。

#### (2)段階的な達成目標(ロードマップ)

松伏町では、令和9年度末までにすべての教職員が「月45時間以内」を達成できるよう、段階的な数値目標を定める。

【達成期限】 【上限目標(月)】 【達成率目標】 【段階的なねらい】

令和7年度末 月80時間未満 100% いわゆる「過労死ライン」の完全解消

令和8年度末 月60時間未満 100% 中間目標:長時間勤務者の大幅削減

令和9年度末 月45時間以内 100% 最終目標:国・県の指針を完全遵守

#### (3)児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合<sup>※3</sup>

児童生徒に係る緊急事案や一時的な業務増に限り、以下の範囲内での運用を認めるが、厳格な事後報告並びに町様式1「あなたの疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を求める。

【記録も残すこと】

ア: 月100時間未満 および 年720時間以内

イ: 2~6ヶ月のいずれの期間においても、月平均80時間以内

ウ: 月45時間を超えることができるのは、\*\*年6回(6ヶ月)\*\*まで

#### ②【ウェルビーイング<sup>※4</sup>】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが不可欠である。前「基本方針」において、上限時間の遵守を「原則」から「必達」へと格上げし、多忙化解消に全力で取り組んできたが、依然として目標を達成していない現状がある。このため、時間外在校等時間に係る数値目標を継続し、段階的に令和9年度末までの完全達成を最優先課題として掲げる。

あわせて、本町が目指す「埼玉県で最も働きやすい」職場の実現に向けて、時間短縮という量的側面だけでは推し量れないウェルビーイングを新たな目標として設定した。今後、時間外在校等時間の縮減に向けた実効性ある取組を加速させ、教育の質の維持向上を図るとともに、教職員のウェルビーイングを高めることで、教職員が情熱と心身のゆとりを持って子供たち一人ひとりと向き合える持続可能な教育環境を構築していく。3年後に松伏町の全小・中学校で目標を達成するため、(4)の『目標達成に向けた四つの視点』を軸に据え、一丸となって働き方改革を推進する。

#### (4) 目標達成に向けた四つの視点(県、町、学校が一体となって取り組む)

ア【重点】教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

イ【重点】教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進

エ 保護者や地域の理解と連携の促進

文部科学省の指針では、教職員の勤務時間管理や健康確保は、校長および教育委員会の管理運営上の責任であることが明示されている。現在、教職員の業務は多岐にわたり、業務範囲の曖昧さが負担増の要因となっている。松伏町ではこの実態を真摯に受け止め、3年後の目標達成に向けた「四つの視点」を柱に、総合的な対策を講じていく。

本「基本方針」では、特に教職員のニーズが高い「ア:教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現」および「イ:教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立」を重点項目に据える。ICT の活用(DX)や外部人材の導入により、必ずしも教職員が担う必要のない業務を切り離し、子供と向き合う教育活動の優先順位を明確化する。

あわせて、「ウ:教職員の健康を意識した働き方の推進」と「エ:保護者や地域の理解と連携の促進」を継続し、教職員のウェルビーイングを向上させる職場環境を構築していく。

これらの取組は、IC カード等による客観的な勤務記録に基づき、新たに設定した定量・定性指標を用いて厳格に評価・検証を行う。町教育委員会と各学校が強固に連携し、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる学校組織の実現に総力を挙げて取り組んでいく。

## (5) フォローアップ

ア ICカード等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用

イ 校長会終了後の「働き方改革推進会議」による意見聴取、取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、ア及びイにより、多忙化解消・負担軽減及び業務改善の取組を促進し、フォローアップを行う。

アについては、働き方改革の取組を着実に実施していくため、ICカード等で把握した教職員の在校時間を踏まえ、各学校においては教職員の健康管理を行う。

イについては、校長会終了後に引き続き「働き方改革推進会議」(マップ一会議)を開催し、協議、意見聴取を行うことで、本「基本方針」の取組状況について評価・改善を行う。

## 2 松伏町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と具体的取組(詳細)

※【県】…埼玉県教育委員会【町】…松伏町教委育委員会、【学校】…学校

### (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量の削減」の実現【重点】

#### ○教育条件整備

- 【町】松伏町「業務改善スタンダード」を広く周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働きかけます。
- 【県・町】児童生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編制を引き続き実施します。
- 【町】ICT 活用の推進のため、各小中学校からの問い合わせに対し、相談に応じた支援を行います。
- 【町】県主催の各研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小及び実施方法の工夫を行います。
- 新規**【町・学校】研修や会議のオンライン開催や動画配信を検討します。
- 新規**【学校】授業時数(標準時数と余剰時数の合計※学校行事、クラブ活動、児童会・生徒会活動の時数は除く)が1085時間以下の必要最小限の授業時数で教育課程を編成するように留意します。
- 新規**【学校】学校行事の精選・重点化や、準備時間の短縮を図る等、総合的に総授業時間数の削減を図ります。
- 新規**【町】松伏町立小中学校事務共同実施を推進し、相互確認による業務の効率化を図ります。
- 【町】町教育委員会の学校訪問について、過度な対応や接遇は必要ない旨や訪問の際の指導案や資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮をするよう働きかけます。
- 【町・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に町方針を踏まえ定めた「松伏町立中学校における部活動ガイドライン」の意義について丁寧に説明を行ったうえで厳守するよう働きかけます。
- 【町・学校】各学校で「ノー部活デー」を設定し、教職員の負担軽減を図ります。
- 【町】新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドに努めます。

#### ○校務の DX・TX の推進

- 【町】町内全小中学校共通の共有フォルダの整備・活用により、メール送付等による負担軽減や情報共有の効率化を推進します。
- 新規**【町】校務支援システムやペーパーレス支援ソフトを導入し、教職員の校務の共通化・軽減化・効率化を支援するとともに、教職員にとって活用しやすいよう、工夫改善を図ります。
- 新規**【町・学校】学校系ネットワーク、校内系ネットワークを構築し、学習指導案や教材等の情報の共有化を図ることで、教職員の教材づくり等の授業準備にかかる時間を削減し、事務作業の効率化を図ります。
- 新規**【町・学校】校長研究協議会や町・校内で実施する研修等の資料、校内の職員会議提案資料等の電子化を行うよう努めます。
- 【町】押印廃止に伴い、各種報告及び事務手続きの電子化を推進します。

○**新規**【町】公簿の電子化し、業務の効率化を図ります。

#### ○外部人材の活用/教職員のスキルアップ支援

- 【町】教育相談員、学校生活相談員、校内教育支援センター支援員、スクール・サポート・スタッフ、学校用務補助員、日本語指導員等の配置と運用の工夫に努めます。
- 【町】児童生徒の学力向上に資するため、教育支援員の配置を推進します。
- 【町】外国語活動及び外国語の授業における教職員の補助に資するため、語学指導助手（ALT）の配置を推進します。
- 【町】部活動の外部指導者の配置を推進します。
- 新規**【町】ICT 支援員を配置し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。
- 新規**【町】特別支援に関わる研修等訪問を実施し、外部指導者による相談・支援を推進します。
- 新規**【町】調査研究事業等で学校へのアンケートを実施する際には、電子申請を行うように努めます。また、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をします。

#### ○国や県、関係団体への働き掛け等

- 【町】教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて県に要望します。
- 【町】各関係団体等からの会議等への参加要請や児童生徒への作品の提出について縮減、廃止等の見直しを推進します。
- 【町・学校】各学校で行われる業前活動(部活動の朝練習を含む)について始業前には原則行わない等見直すとともに、既に見直している場合は、継続するよう働き掛けます。
- 【町・学校】各校で実施されている体育的行事について、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討するよう働き掛けます。
- 【町】各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しをするよう働き掛けます。
- 【町】各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会において、安易に学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働き掛けます。
- 新規**【学校】教育的意義や児童生徒及び担当教職員の負担軽減の観点から、参加する大会・コンクール等を精選します。

## (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】

#### ○働きやすい職場環境の整備

- 新規**【町】全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、管理職を対象に「働き方改革推進会議（マップー会議）」を実施します。
- 【町・学校】「職員定時退勤日(ふれあいデー)」を毎月21日前後に設定します。また、「ふれあいデー」の趣旨を徹底して周知するとともに、実施状況の的確な把握を通じて適正な運用を継続して促し、あわせて保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うよう努めてまいります。また、ふれあいデーを実施する際には以下のことを原則とします。

\*業務の効率化に努め、定時退勤に取り組みます。

\*放課後の活動を厳選し、子供が家庭・地域でふれあう時間を作ります。

\*会議や校内研修などを行わずに、子供と向き合う時間を確保します。

\*子供たちの心身のリフレッシュを図るとともに家庭でのふれあいや地域活動への参加を促します。

\*緊急連絡先等の周知など、緊急対応に支障がでないように配慮するよう働き掛けます。

○【町】週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを周知し4週につき8日の週休日を設けることを徹底するよう校長会等で指導・助言します。

○**新規**【学校】各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。

#### ○教職員としての充実感の向上

○**新規**【町・学校】児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。

○**新規**【町・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいを高められるよう、会議や研修会等の機会を通じて、管理職のマネジメント力向上を図ります。

#### ○柔軟な働き方の推進

○【町・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」「フレックスタイム制リーフレット」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。

○【町・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

#### ○ストレスチェック等の活用推進

○**新規**【町・学校】ストレスチェック制度を整え、ストレスチェック検査の受検を教職員に促します。

### (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

#### ○労働安全衛生法に基づく職場改善

○【町】各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けるとともに、体制整備に向けた情報提供を行います。

#### ○「勤怠管理システム」に基づく学校支援

○【町・学校】教職員の健康管理推進のため、ICカード等による客観的な方法を活用して在校時間を把握すると共に、在校時間に応じた声かけを適宜行うよう各学校に働きかけます。

○【町・学校】勤務が長時間となっている教職員への、校内協力体制の確立や校務分掌の見直

しなどの適切な対応について各学校に働きかけると共に、健康維持増進の視点から休暇等の取得推進を呼びかけます。また、80時間超の教職員及び慢性的に長時間勤務が改善されない教職員に対しては、教育委員会の面談を実施し、管理職への指導並びに管理職と連携し健康管理並びに業務改善を行います。

#### ○教職員の健康管理の推進

○【学校】健康診断や人間ドッグにより再検査を指示された教職員に対し、再検査を促します。

### (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

#### ○働き方改革に関する理解促進

○【町・学校】県のサマーフレッシュウィーク並びに県民の日(11月14日)に学校閉庁日を設定し、健康維持増進の視点から休暇等取得推進を働きかけます。また、以下の「ことを原則とします。

\*教職員の休暇取得の促進を図ります。

\*子供たちの心身のリフレッシュを図るとともに家庭でのふれあいや地域活動への参加を促します。

\*「勤務が割り振られている日」として扱い、日直を置きません。

\*学校として対外的な業務を行わない日とします。ただし、やむを得ない事情等(全国大会あるいはそれに相当する大会等への参加)により部活動の指導を行う場合は、校長が必要であると認めた場合には、許可することを妨げません。その際には、必ず教育委員会に連絡する。

○【町】「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。

○**新規**【町・学校】各学校の実情に応じ、各種行事等の準備の見直し、廃止について地域や保護者への理解促進に努めます。

○**新規**【町】部活動の地域移行に向けての会議を実施し、今後の地域クラブ活動実施の準備を進めます。

#### ○地域の協力・連携

○【町】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、地域・保護者・学校と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働きかけます。

○【町】登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域と連携した取組を行うよう働きかけます。

○**新規**【町・学校】学校の実情に応じて留守番電話を設定し、教職員が業務に専念できる時間を確保します。

## 参考資料 用語の解説

本編中、※で記した用語の解説をしております。

### ※1) 教職員

学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

### ※2) 時間外在校等時間

$$\text{在校等時間} = \text{①在校している時間} + \text{②校外において職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間} - \text{③勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（※自己申告による）}$$

④休憩時間

#### <時間外在校等時間>

$$\text{時間外在校等時間} = \text{在校等時間} - \text{所定の勤務時間}$$

- ①… 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②… 職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

- ③… 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。
  - ・自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間
  - ・その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間等

(参考)

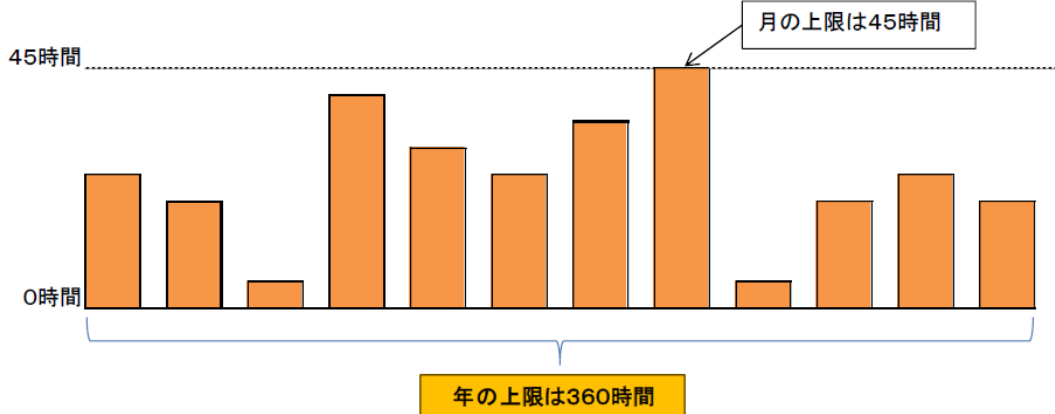
行政職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

※ 自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※ 週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については在校等時間に含まれる。

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を令和9年度末までに100%とする。



なお、行政職員等(事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員)については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「勤務時間条例」、「勤務時間規則」等の上限規制が適用される。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、町内小中学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとする。

※3) 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

具体の事案の内容に応じ、校長が判断することとなるが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し子供に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

※4) ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。